

国会審議における論点について
(中医協の見直しに係る指摘に限る。)

国会審議における中医協の見直しに係る指摘

日付	会議名	内 容	中医協のあり方に関する論点
4月15日	参議院・厚生労働委員会	問題意識はお持ちいただいていると思いますから、今後、是非十分な検討をお願いしたいんですが、私の理解は、やっぱり今、大臣もちょっとおっしゃいましたけれども、診療報酬の決定プロセスに、診療者側と支払側とそれから公益側という三者構成で成っているんだけれども、実は、一番大事な、ユーザーの側というか利用者の側というか、患者さんの側の意見が、あるいは問題意識が十分反映されない仕組みに成り立っているというところに相当根本的な問題があるというふうに私、思わざるを得ませんので、是非、制度的な問題が背景にあるという前提では非検討を深めていただきたいというふうに思います。これは要望として申し上げておきます。	委員構成の見直し
		中医協の問題は大変深刻な問題だと私も認識をしています。診療報酬の決まり方、極めて不透明だという指摘はかねてからなされているところでして、どういう形で決まっているのか、実は中医協の場に出てきたときはもう既に事前交渉はすべて終わっていて、そこは単に最後のお飾りの場所だけになっているのかということになりますと、先ほど朝日委員指摘しましたように、これから医療制度改革の問題等踏まえて考えましても大変深刻な問題だと思っておりますので、この委員会でもしっかりとこれから議論をしていかなければいけない問題だと思っております。	透明性の確保
4月16日	衆議院・厚生労働委員会	委員として見ましたら、大変長い任期、十年近く任についておられる。私は、やはり、たとえ専門性が求められるとはいえ、ここは問題ではないのか、こう思ったりするわけであります。あるいは、どうしても利害関係の場ということになるわけでありますが、利害関係の場だけにしてはいけない、この審議会というものはもう一回改めてその仕組みを考え直さなきやいかぬのじゃないか、こうも思うわけであります。	委員の任期の制限
		早速大臣も、中医協のあり方についてもう一回会長さんともお会いして検討されるとおっしゃっていましたが、大臣、少なくとも次の十八年の改定に当たっては、今大変な勢いで時代は変わっているわけでありますから、社会保障制度、社会保険の制度も今大きく変化をさせなければならぬ、改革をしなければならないときでありますから、早急に私はこの見直しに取りかかっていただいて、そして、今言われているように、公益委員をふやすとか、あるいはもっと医業経営者を入れた方がいいんじゃないかな。私も前から、お医者さんだけではなくてコメディカルの皆さんもぜひ入れてもらいたい、こういう声もずっと聞いてきたわけですが、そういう見直しの視点をできるだけ早く絞り込んでいただいて取りかかっていただきたい。	委員構成の見直し

日付	会議名	内 容	中医協のあり方に関する論点
4月20日	衆議院・厚生労働委員会	<p>健保連の推薦委員として、下村前委員、副会長が中医協に委員として参加をしていた。しかも、下村副会長は厚生省のOBである。社会保険庁長官、あるいは中医協の事務局の役割を果たす保険局長でもあった。しかも、中医協委員としての在任が十年になんなんとする長期に及んでいた。そういう状況にかんがみて、いろいろな批判がもう既に出ておりますが、なぜに厚生省OB、しかも中医協の事務局役を果たしていた方が、十年弱にも及ぶ長期にわたってそういう委員の役割を果たしていたのか、これは一つ大変疑問に思うところでございます。</p> <p>今回の事件、中医協のあり方のみならず、日本の医療、そういったものに対する国民の不信というものを大変高めた、そういう大きな事件でございます。</p> <p>私も経験がありますが、診療報酬というのは物すごいテクニカルな難しい問題、電話帳というふうによく言いますけれども、なかなか素人にはわかりづらい、厚労省の官僚の方々と議論しても、官僚の方々もよくわからない部分があるという話をしばしばお聞きします。</p> <p>そういった問題を扱う場ということになりますと、なかなか一般の委員の方々がそういう細部のテクニカルな難しい問題についてまで全部目を通すということが難しいのではないか。勢い、経験のある、知識のある、そういう方々に権限や発言権が集中をして、その一部の方々によって中医協の議論というものが引っ張られていく、そういう傾向が今回の不祥事の過程の中で浮かび上がってきたのではないか、そんな懸念を持っております。</p>	<p>委員の任期の制限 官庁OBへの委員委嘱の見直し</p> <p>わかりやすい診療報酬体系</p>
		<p>ところで、今度收賄の被疑者になっておる一人は、かつての厚生省の元役人の人でございますけれども、役人経験者というのは、このごろとみに天下り問題というようなことがいろいろありますけれども、これはもちろん支払い側からの推薦ということでなった、この人はなったんですけども、中医協の委員に役人経験者の人がなることと今回の事件との発生に何らかの反省すべき点はあるのかどうか。ついつい安易に、そういう役人の人が経験深いからというようなことで送られてくるということ、その点が何か今回のことにつき因果関係あるのかどうか。</p>	官庁OBへの委員委嘱の見直し
		<p>今公務員の倫理法のことにもちょっと触れられましたけれども、まあ、我々もそうですよね、我々政治家も特別の公務員でもありますから、みずから拳服膺、常に自分の生きざま、歩き方というものを、歩んできた道、それから行くべき道を踏みしめて、責任を持ちながら行かなきゃならないというのはそれは当然のことでありまして、この今回の中医協の委員になられた方も、こうやって選ばれた人であるという、そのプライドを持って私は職責を全うしなければならないと思っております。</p> <p>私は常に思うんですね。その職業が求める倫理観みたいなのがあるんですね。ある職業ではかなりルールズもいい、しかし、ある職業になると、それはもう本当にかた苦しいような時を送らなきゃいけないかもしれないけれども、しかし、みずからそれを選んだのならそれは仕方ないことで、その職業にいる間はその職業に求められる生きざま、倫理観というものをやる、そうでない人は初めからそういうことを求めない、これが私は大切なんだと思います。</p>	公務員としての倫理性の確保

日付	会議名	内 容	中医協のあり方に関する論点
		<p>一つは、委員会構成のあり方をどう見直すのか、とりわけ公益委員の員数をどうするのか。これかねてからも指摘のあったことでありますし、そしてまた、構成する委員の代表する団体等につきましても、例えば患者の代表を入れた方がいいんではないか、こういう意見もありますし、そしてまた、職種につきましても、パラメディカルの代表を入れた方がいいんではないか、こういう意見もあるわけであります。</p>	委員構成の見直し
		<p>そしてまた二つ目は、先ほどもありましたけれども、中医協の委員は公務員でありますけれども、当然そこには一定の規定があるわけでございますが、その意識がやはり薄いんではないか、こういう指摘があるわけであります。こうした公務員としての倫理を保つためにはどうしたらいいのか、さらには任期の問題もこれはあるだろうというふうに思っております。</p>	公務員としての倫理性の確保 委員の任期の制限
		<p>そしてまた三つ目には、この中医協の議論というのはなかなかわかりにくいというのは、非常に専門的であるからであります。例えば、何点の点数にするのか。この何点というのを知らない国民も多々おるというふうに私は思います。私も医者でございましたけれども、医者の立場でもなかなかよくわかりにくい、これが実態であろうというふうに私は思っております。</p> <p>そしてまた、そうした専門的な判断をするときに、先ほど星野会長からお話をございましたけれども、専門部会というようなものを設置して、そこで専門家の御意見というものを踏まえて進めていく。私は、ここで大切なことは、この医療行為がなぜこの点数になるのか、そしてまた、なぜ引き上げられるのか。これはもちろん支払い側と診療側の交渉でありますから、そこには政治的な背景もあるわけであります。ただししかし、そこには客観的な事実というものがなければいけない。なぜこのような点数になるのか、一体コストはどういうものであるのか。</p> <p>そして、これはその折々に検討するということもございますけれども、私は、中医協の一つの組織として継続的に、例えば医療技術専門委員会のようなものをきちっとつくって、そしてデータベースをちゃんとつくっている、そして、点数が変わったときに、なぜ変わったのかということが国民の目から見て透明性がある、よくわかる、なるほど、これはこういうことで変わったんだなということがわかりやすいような仕組みもつくるべきであろうというふうに思っております。</p>	わかりやすい診療報酬体系 透明性の確保
		<p>そしてまた、さらには、国会が一定の関与をすべきではないかというような意見もあります。これはなかなか難しいところがあるわけでございますけれども、例えば、診療報酬の改定を行って、それが事後的にどういう変化をもたらしたのか、決算的な関与というようなことも恐らくあり得るのではないか。三十兆の規模のお金でございますから、一国の予算に匹敵するようなお金をどう配分するのかという問題でありますから、これも大変大切なところだというふうに私は思っております。</p>	事後評価の導入